

議会議事録

令和5年 第1回臨時会

日 時：令和5年10月24日
15時30分から

召集場所：与論町議会議場

沖永良部与論地区広域事務組合

令和 5 年沖永良部与論地区広域事務組合議会第 1 回臨時会議事日程

令和 5 年10月24日 火曜日 15時30分 開議

日程	議案番号	件 名
第 1		議席の指定
第 2		会議録署名議員の指名
第 3		会期の決定
第 4		諸般の報告
第 5		行政報告
第 6	承認 第 1 号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和 4 年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第 4 号））
第 7	承認 第 2 号	専決処分事項の承認を求めることについて（令和 5 年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号））
第 8	承認 第 3 号	専決処分事項の承認を求めることについて（沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例）
第 9	認定 第 1 号	令和 4 年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
第10	議案 第16号	沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について
第11	議案 第17号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について
第12	議案 第18号	令和 5 年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年沖永良部与論地区広域事務組合議会第 1 回臨時会会議録						
告 示 月 日	令和 5 年10月10日 告示第6号					
召 集 の 場 所	与論町議会 2 階議場					
開議・閉会の日時	令和 5 年10月24日 15時30分 開会 令和 5 年10月24日 16時14分 閉会					
開議・休憩・散会 延会・中止の時間	開 議 15時30分 休 憩 時分～時分 散会・延会・中止 時 分					
出席議員 並びに 欠席議員 出席 9名 欠席 0名 【凡例】 出席 ○ 欠席 ー	議 席 番 号	氏 名	出 欠	議 席 番 号	氏 名	出 欠
	議長	西 文男君	○	5	南 有隆君	○
	1	林 敏治君	○	6	新山直樹君	○
	2	児玉実隆君	○	7	奥山雅貴君	○
	3	桂 弘一君	○	8	喜山康三君	○
	4	池田正一君	○			
会議録署名議員 5 番 南 有隆君 6 番 新山直樹君						
職務の為出席した者の氏名 課長補佐 山田 英人君						
地方自治法第121条により説明の為出席した者の職氏名	管理者 副管理者 副管理者 会計管理者 消防長	前登志朗君 今井力夫君 田畑克夫君 井上修吉君 白石昭弘君	総務課長 消防署長 分遣所所長 介護次長	平山大樹君 鍋田剛志君 本 哲文君 東 公仁君		
議事日程	別紙のとおり		議事経過		別紙のとおり	

開会宣言

○議長(西文男君) ただ今から、令和5年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回臨時会を開会し、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

議席の指定

○議長(西文男君) **日程第1**「議席の指定」を行います。

「林 敏治」君の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、「1番」を指定します。

会議録署名議員の指名

○議長(西文男君) **日程第2**「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定によって5番「南 有隆」君及び6番「新山直樹」君を指名します。

会期の決定

○議長(西文男君) **日程第3**「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(西文男君) 「異議なし」と認めます。したがって会期は、本日1日間と決定しました。

諸般の報告

○議長(西文男君) **日程第4**「諸般の報告」を行います。

3月20日 第2回定例会後について報告します。

6月5日に実施した「決算審査」及び「出納検査」について監査委員からお手元にお配りしてある「決算審査意見書」のとおり「監査の結果、予算の執行はその目的に添って実施されており、事務処理についてなんら異常を認めず、所期の成果をおさめていると認められる」旨報告を受けました。

6月19日付で、「沖野一雄」君から一身上の都合により辞職願が提出されました。閉会中でしたので、会議規則第74条第2項の規定により、6月21日付で許可しました。なお、後任に同日付けで与論町議会から「林 敏治」君を選出した旨報告を受けましたのでここで報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

○議長(西文男君) **日程第5**「行政報告」を行います。消防長

○議長(西文男君) 消防長

○消防長(白石昭弘君) 令和5年3月20日第2回定例議会後の行政報告を申し上げます。

- ・ 4月3日 本署・分遣所・介護保険事務局の辞令交付を執り行うと共に、本年から2年間管理者として前町長から訓示を頂き、令和5年度をスタートさせました。
- ・ 4月6日 県消防長会春季総会が、奄美市で開催され、全ての議案に対し、全会一致で承認されました。その中で現場経験の無い若手職員を対象に、現場体験施設を利用した専科を新設して欲しい旨要望をしました。
- ・ 5月26日 令和5年度の鹿児島県消防救助技術指導会が、県消防学校にて4年ぶりに多数の来場者のなか開催されました。8競技に407名の選手が日頃の訓練成果を披露しました。当消防本部からは、ほふく救出の部に3名一組の3チームと、はしご登はんの部に2名を派遣し、ほふく救出の部1チームと、はしご登はんの部1名が入賞しました。全国大会は逃しましたが、明らかに全国大会に出場出来るまでの技術の向上が図られていると感じました。
- ・ 7月7日 与論町で水難事故が散発し、与論町の若松消防団長に相談をして、水難事故時の連絡体制の再確認のお願いをし、7月20日防災会議にて、本署より119番受理時の情報をラインにより関係者に送信をする初動体制の確立を図りました。
- ・ 10月13日 沖永良部において行方不明者捜索対応について役場・警察・消防で協議をして、役場で指揮所を設置し活動する事になりました。これにより消防団のマンパワー、消防の機動力、警察の

情報収集能力が集結され、効果的な搜索が出来るものと思います。

- ・10月14日 組合設立40周年記念式典を多数の来賓者のもと挙げる事が出来ました。全職員に繋げられる次のステップアップとなりました。
- ・10月24日 本日、令和5年度第1回臨時会となっております。令和5年の災害活動状況、介護申請状況を添付してございますので、お目通しください。以上で行政報告を終わります。

○議長(西文男君) これで「行政報告」を終わります。

承認第1号審議

○議長(西文男君) 日程第6 承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第4号))」を議題とします。

提案理由の説明

○議長(西文男君) 本案について、提案理由を求めます。管理者

○管理者(前登志朗君) ただ今ご提案申し上げました。承認第1号は「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第4号)」の専決処分事項の承認を求めることについての案件でございます。予算の執行残額について、増額補正をしたもので、歳入歳出それぞれ331千円を増額し、予算の総額を420,700千円と定めたものであります。急施を要するが議会開催が困難であったため専決処分したものであります。よろしくご審議のうえ承認くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長(西文男君) これから「質疑」を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑はありますか。南君

○5番(南有隆君) 4ページの補正額です。総務費が6,339千円減、あと介護費も3,542千円減となっておりますけれどもそれについて説明をお願いします。

○議長(西文男君) 総務課長

○総務課長(平山大樹君) 説明いたします。総務費の減額については執行残額でございますが、コロナの影響により出張費の残額です。及び需用費の執行残が多く含まれている事での残額になります。総務費については以上です。

○議長(西文男君) 介護保険次長

○介護保険次長(東公仁君) 介護保険費の残額について説明いたします。大きいもので旅費がほとんど全体になりますけれども、旅費と審査会の報酬の減がほとんどです。介護の報酬金につきましては、前年度の平均値でやりましたが、その分指摘がありまして年度分の5名で計算をしたので、残額が発生したものでございます。以上です。

○議長(西文男君) 他にございませんか。喜山君

○8番(喜山康三君) 10ページ予備費の件ですけれども、補正前の額で2,058千円、補正額で10,234千円という大きな金額に予備費にあるんですけれども、どの様な理由でこれだけの金額を予備費としてあげられたのか説明をお願いします。

○議長(西文男君) 総務課長

○総務課長(平山大樹君) お答えします。先程、全協議会の中で説明をしましたが、執行の在り方について3町の総務課長から連絡がありましたので、執行残については、翌年に繰越しして償還するという事で、この様な対応になっていると思います。以上です。

○議長(西文男君) 次に「第1表 歳入歳出予算補正」についての質疑を許します。質疑は「歳入」・「歳出」一括で行います。事項別明細書3ページから10ページです。質疑はありますか。池田君

○4番(池田正一君) 歳出の方で細かい事をお尋ねします。6ページ一般管理費の中で夜間勤務手当と休日勤務手当と少し大きい金額が減額になっております。このことにおいて業務等に支障が無かったのか、なぜこれだけの金額を削っていったのかをお尋ねいたします。

○議長(西文男君) 総務課長

○総務課長(平山大樹君) お答えします。まず、執行残がこれだけ出たということについて説明をしたいと思います。令和4年12月31日で1名の職員が退職したことに伴いまして、その手当等の執行残が残っております。また、4年度については、災害等の出勤も少なかったということで手当等が少なくなっております。1名減になったということで支障が無いか、ということはないとは言いがたいですが、少ない職員の中で普段消防出勤要請として、消防職員とは別に日勤の総務課の職員等を出勤等に充ててやっている現状であります。以上です。

○議長(西文男君) 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終決します。

討 論

○議長(西文男君) これから「討論」を行います。

(討論なしの声)

○議長(西文男君) 「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

採 決

○議長(西文男君) これから「採決」を行います。承認第1号「専決処分事項の承認を求めることについて」は、承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(西文男君) 「異議なし」と認めます。したがって承認第1号は、承認することに決定しました。

承認第2号審議

○議長(西文男君) 日程第7 承認第2号「専決処分事項の承認を求める事について(令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第1号))」を議題とします。

提案理由の説明

○議長(西文男君) 本案について、提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者(前登志朗君) ただ今ご提案申し上げました。承認第2号は「令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算(第1号)」の専決処分事項の承認を求めることについての案件でございます。専決処分事項は消防本部1階仮眠室の空調機の故障による更新のため一般管理費を329千円減額、本署費を329千円増額し組換えした補正予算であります。急施を要するが議会開催が困難であったため専決処分したものであります。宜しくご審議のうえ承認くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長(西文男君) これから「質疑」を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑はありませんか。(質疑なしの声)

次に「歳入歳出予算補正」の質疑を許します。質疑は「歳入」・「歳出」一括で行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

○議長(西文男君) 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終決します。

討 論

○議長(西文男君) これから「討論」を行います。討論ございませんか。

(討論なしの声)

○議長(西文男君) 「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

採 決

○議長(西文男君) これから「採決」を行います。承認第2号「専決処分事項の承認を求めることについて」は承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(西文男君) 「異議なし」と認めます。したがって承認第2号は、承認することに決定しました。

承認第3号審議

○議長(西文男君) 日程第8 承認第3号「専決処分事項の承認を求めることについて(沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について)」を議題とします。

提案理由の説明

○議長(西文男君) 本案について、提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者(前登志朗君) ただ今ご提案申し上げました。承認第3号は「沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例」の案件でございます。消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部改正するものであります。急施を要するが議会開催が困難であったため専決処分したものであります。よろしくご審議のうえ承認くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長(西文男君) これから「質疑」を行います。喜山君

○8番(喜山康三君) 参考にお聞きしたくてですけど、この条例が適用されるような事業者が与論・

沖永良部にあるのかどうか、ということですのでいかがですか。

○議長(西文男君) 消防長

○消防長(白石昭弘君) 喜山議員のご質問にお答えします。この条例は規制改革実施計画のもとに関連付けられて作成されたものです。主なものとしては、全充電器の上限を撤廃するということであり、今、想定されるのは知名町役場の充電設備費に関しては、かかってくるのかなという事で今、係の方に精査をさせているところです。

○議長(西文男君)「質疑なし」と認め、これで質疑を終決します。

討 論

○議長(西文男君) これから「討論」を行います。

(討論なしの声)

○議長(西文男君)「討論なし」と認め、これで討論を終決します。

採 決

○議長(西文男君) これから「採決」を行います。承認第3号「専決処分事項の承認を求めることについて」は承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(西文男君)「異議なし」と認めます。したがって承認第3号は、承認することに決定しました。

認定第1号審議

○議長(西文男君) 日程第9 認定第1号「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提案理由の説明

○議長(西文男君) 本案について、提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者(前登志朗君) ただ今ご提案申し上げました。認定第1号は「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の案件でございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算を別紙のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。よろしくご審議のうえ認定くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長(西文男君) これから「質疑」を行います。本案については添付してある「決算審査意見書」及び「主要施策の成果説明書」を参考にしながら、決算書の事項別明細書に基づいて審議を進めたいので、ご協力をお願いします。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

○議長(西文男君) 次に「歳入」・「歳出」について一括で質疑を許します。質疑ありませんか。
南君

○5番(南有隆君) 5ページです。総務費の一般管理費です。3,556千円減額になっております。本署費も173千円あと分遣所費も2,201千円減になっておりますけれども、これについての説明をお願いします。

○議長(西文男君) 総務課長

○総務課長(平山大樹君) お答えします。一般管理費につきましては、先程ありましたように職員手当、需用費、旅費、役務費等の執行残額になります。同じく分遣所においても職員手当、需用費、役務費等の執行残額になります。以上です。

○議長(西文男君) 次に「実質収支に関する調書」について質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

○議長(西文男君) 次に「財産に関する調書」について質疑を許します。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

○議長(西文男君)「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

討 論

○議長(西文男君) これから討論を行います。

(討論なしの声)

○議長(西文男君)「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

採 決

○議長（西文男君）これから「採決」を行います。認定第1号「令和4年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西文男君）「異議なし」と認めます。したがって認定第1号は、認定することに決定しました。

議案第16号審議

○議長（西文男君）日程第10 議案第16号「沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明

○議長（西文男君）本案について提案理由の説明を求めます。管理者

○管理者（前登志朗君）ただ今ご提案を申し上げました。議案第16号は「沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」の案件でございます。消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（西文男君）これから「質疑」を行います。質疑ありませんか。喜山君

○8番（喜山康三君）変電設備を主にしたような条例ですよ。電器関係これは容量とか具体的なものは条例に関する器具等にも色々仕様があったものですけど、これについてはどういう状況なのか、簡単にいいです。

○議長（西文男君）消防長

○消防長（白石昭弘君）喜山議員の質問にお答えします。先程、承認されました第3号の関連する一般条例でございまして、承認第3号の施行日が10月1日、今回の議案16号、これが施行日が令和6年1月1日となっております。この条例に関しましては、議員おっしゃるとおり蓄電器の設備構造について細かく決めたものとなっております。今までは、充電器を並列する事が出来なかったんですけども、これを上限を撤廃して並列設備にして出力の高いものを設置できるというような器具になっております。以上です。

○議長（西文男君）他に質疑ありませんか。

（質疑なしの声）

○議長（西文男君）「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

討 論

○議長（西文男君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（西文男君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

採 決

○議長（西文男君）これから「採決」を行います。議案第16号「沖永良部与論地区広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西文男君）「異議なし」と認めます。したがって議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号審議

○議長（西文男君）日程第11 議案第17号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明

○議長（西文男君）本案について提案理由を求めます。管理者

○管理者（前登志朗君）ただ今ご提案申し上げました。議案第17号は「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について」の案件ですが、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の「伊佐北始良環境管理組合」が令和5年4月1日付で「伊佐湧水環境管理組合」に名称変更したことに伴い、同組合規約を変更することについて協議したので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものでありま

す。よろしくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（西文男君）これから「質疑」を行います。質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

○議長（西文男君）「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

討 論

○議長（西文男君）これから「討論」を行います。

（討論なしの声）

○議長（西文男君）「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

採 決

○議長（西文男君）これから「採決」を行います。議案第17号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称の変更及び同組合規約の変更について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（西文男君）「異議なし」と認めます。したがって議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議案第18号審議

○議長（西文男君）**日程第12** 議案第18号「令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明

○議長（西文男君）本案について提案理由を求めます。管理者

○管理者（前登志朗君）ただ今ご提案申し上げました。議案第18号は「令和5年度沖永良部与論地区広域事務組合一般会計補正予算（第2号）」についての案件でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,483千円を増額し、歳入歳出の総額を422,072千円と定めるものであります。主なものとして、前年度予算残額の繰越及び昇級に伴う退職手当組合負担金の組換え等の増額予算であります。よろしくご審議のうえ可決くださいますようお願い申し上げます。

質 疑

○議長（西文男君）これから「質疑」を行います。まず初めに「総括質疑」を許します。質疑ありませんか。

○8番（喜山康三君）6ページですね。一般管理費の償還金が和泊町が1,899千円、知名町が1,662千円、与論町が2,189千円となっております。これについての説明をお願いします。

○総務課長（平山大樹君）お答えします。償還金に関しましては、負担金と同じで共通割30%、基本財政需要額70%の割合での償還金となっております。以上です。

○議長（西文男君）他にございませんか。林君

○1番（林敏治君）5ページの雑入、分遣所救急車払下げとあります。これについて詳しい説明をお願いします。

○議長（西文男君）分遣所長

○分遣所長（本哲文君）林議員の質問にお答えします。令和4年度に高規格救急車の寄贈を頂きまして、旧救急車、救急2号車になりますけれども、その救急車を地元の業者の方に競売をしたところこの額で売れたという内容になっております。現在の救急車はですね、「日本自動車工業会」というところから寄贈を頂いて新しく整備されております。以上です。

○議長（西文男君）林君

○1番（林敏治君）これは売却されたということですが、入札とかされたんですか、どうですか。

○議長（西文男君）分遣所長

○分遣所長（本哲文君）5者ほど入札にかけまして、1者だけが入札に参加してくれたということになっております。以上です。

○議長（西文男君）次に「歳入歳出予算補正」の質疑を許します。質疑は「歳入」・「歳出」一括で行います。質疑ありませんか。南君

○5番（南有隆君）歳入の5ページなんですけれども、消防費の繰越金が補正額が5,799千円、それと8,799千円となっておりますけれども、これについての説明をお願いします。

○議長（西文男君）総務課長

○総務課長（平山大樹君）お答えします。これは前年度の執行の繰越予算の金額になります。以上で

す。

○議長(西文男君) 南君

○5番(南有隆君) その下の介護保険費の繰越金もそうですね。そういうことですか。

○議長(西文男君) 介護保険次長

○介護保険次長(東公仁君) お答えします。同じく前年度の繰越金でございます。以上です。

○議長(西文男君) 南君

○5番(南有隆君) 先程から執行残が多いんじゃないかと感じます。こういったものが補正が2万円などと35万などと言われるとちょっと見当違いな予算組み換えしなどと言われますので、執行分残るのはいい事なんですが、今度から予算を組む時にはしっかりと必要なところにお金を回してちゃんとした予算組みをよろしくお願いしたいと思います。以上です。

○議長(西文男君) 他にございませんか。池田君

○4番(池田正一君) 歳出で2点お尋ねします。6ページ分遣所費の方で教育訓練旅費が計上されております。これは元来なら当初費分に入れるのかなと思ったので、それとその下の需用費について空中線アンテナ支柱取り替え、この支柱は何本ぐらいあるのか、また、今回取り替えしてどれぐらい持つものなのか、お尋ねしたいと思います。以上の2点です。

○議長(西文男君) 池田君1問1答でお願いします。池田君

○4番(池田正一君) まず、教育訓練旅費の説明をお願いします。

○議長(西文男君) 消防長

○消防長(白石昭弘君) 池田議員の質問にお答えします。教育訓練旅費の増についてですけれども、これは飛行機運賃の値上げと消防学校における負担金の増が主なものとなっております。以上です。

○議長(西文男君) 池田君

○4番(池田正一君) はい、分かりました。続きまして修繕料の方のお答えをお願いします。

○議長(西文男君) 消防長

○消防長(白石昭弘君) 池田議員の質問にお答えします。空中線の支柱取り替えということで、現在分遣所の方に無線機のアンテナがございます。この支柱が腐食をしております、当初メーカーの方に問合せをしますと100万円を超えるという見積りでありましたので、鉄工所の方に相談をしまして、鉄工所の方が94千円で出来るということでしたので、今回、補正に上げさせて頂いて台風災害に備えて工事をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長(西文男君) 池田君

○4番(池田正一君) 元来、100万円かかるものが10万円で出来る。これは元々付けてからどれぐらい経ちましたか。そしてこの10万円の修理は長いこと持つのか。伺います。

○議長(西文男君) 消防長

○消防長(白石昭弘君) これは無線機の事業をした時の26年度に作られております。約10年が経過をしております。それで持つか持たないかというお話ですけれども、これは100万というのは構造計算をされてメーカーが出した部分で、運賃だけでも20万円以上かかるような予算になっております。私も見たんですけれども十分に溶接で対応出来るというように考えております。それと無線の更新の時期にも入ってしまっていて、それを見せながらこの程度の金額で出来るなら修理をしたいというように考えております。以上です。

○議長(西文男君) 他にございませんか。

(質疑なしの声)

○議長(西文男君) 「質疑なし」と認め、これで「質疑」を終決します。

討 論

○議長(西文男君) これから「討論」を行います。

(討論なしの声)

○議長(西文男君) 「討論なし」と認め、これで「討論」を終決します。

採 決

○議長(西文男君) これから「採決」を行います。議案第18号「令和5年度沖永良部与論地区広域事務組一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

○議長(西文男君) 「異議なし」と認めます。したがって議案第18号は、原案のとおり可決されました。

閉 会

本、臨時会に付された事件の審議は、全部終了しました。
これで令和5年沖永良部与論地区広域事務組合議会第1回臨時会を閉会します。

閉 会 16時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____